

# うふ市議会だより

発行／宇佐市議会 発行年月日／平成14年11月5日

## 9月定例会

◎ ◎

本年度一般会計補正予算案を可決。  
北朝鮮による拉致事件の真相究明など求める意見書を採決。



## 糸永茂昌の顕彰碑

宇佐神宮少宮司・糸永茂昌は、近代の宇佐が生んだ国学の大家です。大正九年に七三歳で他界すると、門人たちは恩師の業績を記した巨大な石碑を建てました。南宇佐地区桐井の旧糸永邸に保存されており、近年、その土地を子孫が市に寄付されました。

現在、市が介護予防の拠点施設を建設しており、多くの市民が先人の遺徳を偲ぶことができるようになります。

平成一四年九月第四回宇佐市議会定例会が、五日から二七日までの二三日間、開かれました。今回から一般質問・議案質疑二日間から三日間とし、議論を深めました。開会初日は、時枝市長から一般会計補正予算案（補正額五億一千一〇七万五〇〇〇円）来年四月のペイオフ解禁に対応するための二件の基金条例改正案など、二九議案の提案、説明を受けました。また、議会最終日には、平成一三年度一般会計決算認定案など九議案を追加上程、決算特別委員会を設置し、継続審査としました。

今回のおもな補正予算案は、県道整備事業負担金（八千三八〇万円）国保特別会計への繰り出し金（五千九五〇万円）、知的障害者施設入所措置費（四千万円）、北部中学校舎耐力度調査委託費（八〇〇万円）緊急雇用創出特別交付金事業を追加し、可決されました。また、三月議会から継続審査となっていた市職員の再任用について定

## =おもな内容=

- 補正予算案等可決 ..... 1ページ
- 市政一般質問 ..... 2~5ページ
- 常任委員会審査報告 ..... 6ページ
- 市民の声 ..... 7ページ
- 議案等審議結果 ..... 8ページ

める条例案を、附帯決議をつけて可決しました。なお、意見書として、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による拉致問題に対し、事件の真相究明、生存者の早期帰国、遺族に対する補償を強く要望し、関係行政庁に提出しました。その後三意見書を採択しました。

# 市政一般に 対する質問

九四回定例会における一般質問は、たつて、八人の議員から質問がおなわれました。以下質問者順に紹介します。

## 市長交際費 相手方氏名の公開は

質問 用松律夫

問① 住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）について

(1) プライバシー保護の観点から見直し・中止すべきではないか。

答 考えはない。

(2) 横浜市のように個人選択性を採用する考え方はないか。

答 中止すべきではないか。

(3) 事故の場合の責任と対策は。

答 安全性の確保が困難、もしくは緊急な場合は接続を中断する。

(4) 住基ネットに対応した個人情報保護条例を制定すべきだが。

答 今年度中に制定したい。

(5) 不正運用の場合、罰則規定を。

答 個人情報保護条例に組み込みたい。

(6) 収入激減世帯の国保税の減免を

答 納税相談により親身に対応する。

(7) 一般廃棄物処理施設について

答 必要な施設だが、人家があまりにも近すぎる。場所の見直しを。

答 計画通り進める考えである。

建設予定地の地番はどこか。

答 言えない。

(8) 排ガスの最大着地濃度出現予想距離は何キロか。



=建設予定地付近=

答 広

域圏で

ないか

ら答弁

できな

い。

(4) 最

も濃度

の高い

排気ガ

スの着

地予想

距離は

ないか

いか

もやる気に満ちて励んでいる。

(2) 特に中学校の三十人以下学級を県教委に内申したところだ。

答 文科省の教室への冷房設置計画は来年度予算編成に向け充実に努力。

答 保健室への設置後、考えていく。

問⑤ 市長交際費の相手方氏名の公開はいつからか

答 来年一月から実施したい。

問⑥ 議会と庁舎のバリアフリー化は

答 議会と協議していく。

## 葬斎場の進捗状況は

質問 和氣敏彦

問① 住基ネットについて

答 苦情や返却はなかつたか。

答 参加中止をしてほしいが七件、個人の選択性が三件、透けて見えたとの指摘が二件、受け取り拒否が二件となつている。

答 プライバシー保護が最優先。外部侵入を防ぐため、国、県、市のコンピューター網は防御用のファイアウォールを市独自にも設置。内部漏洩の対策は専用のパスワードを使用しないとできない。

答 公共物を利用してのまちづくりは。

答 現在、払い下げの対象となつていて大分職業能力開発センター宇佐分所は建物については文化財の収蔵等、体育館に活用を図る計画をしている。

答 既存の住民基本台帳及び戸籍は、公文書並びに専用回線で対処している。

答 守秘義務に対し、住基法で罰則も地

公法より重く規定。宇佐市においても、住基法の規程を遵守するよう指導を徹底する。

問② 火葬場建設について。

答 地区同意については若干の反対があるが、ほぼ同意を得たものとし、安心院町より事業を進めるように連絡を受け、今月一日に地権者に基本的な説明を行つた。今後、時期を考慮しながら、覚書の締結を行いたい。

問③ 従来の計画に変更はあるのか。

答 基本的には辯田地区の計画を踏襲している。規模、内容等は大きく変わらない。面積については、測量等により確定したら報告したい。

問④ 火葬場建設計画は。

答 保健室への設置後、考えていく。

問⑤ 市長交際費の相手方氏名の公開はいつからか

答 来年一月から実施したい。

問⑥ 議会と庁舎のバリアフリー化は

答 議会と協議していく。

問⑦ 場所見直しを求める八三%の署名をどう受け止めるか。

答 地元の要望があれば考えたい。

問⑧ 教育問題について

答 大変重く受け止めている。

問⑨ 官公庁関係についての対策は。

答 現在、払い下げの対象となつていて大分職業能力開発センター宇佐分所は建

物については文化財の収蔵等、体育館に活用を図る計画をしている。

問⑩ 人材養成が不可欠。職員採用におい

て年令制限をある程度あげては、適材

答 住民サービスを図るためにには、適材

答 排ガスの最大着地濃度出現予想距離

答 努力している。児童・生徒や教職員

答 子供も教職員もへとへとの状況だ。

答 建設予定地の地番はどこか。

答 言えない。

答 排ガスの最大着地濃度出現予想距離は何キロか。

適所での有効活用が必要、本年より、技術職のみ、人材確保のため、三五歳まで年令枠を広げた。新規な行政需要などが山積しており、特別な枠や年令枠の拡大については、今後の課題として頂きたい。

子育て支援の更なる充実を	
質問	佐藤治巳
問① 教育問題について	(1) 市内中学生の窃盗事件、薬物乱用事件に対して、その後の生徒たちのフォローと、他の生徒たちへの今後の対策は。
答	本人、保護者と問題行動の事実関係を確認しながら、行動の誤りと生活の立て直しについてのケアを行ってきた。また、他の生徒には道徳規範、健康保持、生活規律の確立を図る取り組みを行っている。



=四恩保育園旧舎の児童クラブ=

現在市内に三箇所開設されているが、運営面の課題はないか。また宇佐市として独自の支援はできないか。	
質問	三浦長男
問② 住基ネットについて。	(1) 八月五日から接続された住基ネットワークに関して、住民票コードの配布方法も含めて、どのような配慮をしながら、実施したか。

答	まず、個人情報の安全性を確保し、宇佐市として住基ネットの管理運営に関する規定を制定した。次に、住基ネットの接続に当たっては、方が一不正アクセス等問題が発生した時は、住基ネットの一時中断条項を規程し、安全性の確保を第一に考えている。
問③ 公共工事の予定価格設定について。	(1) 平成一二年度決算には、落札率五〇%前後の建設工事が三事業ある。今年度も七〇%を下回る価格で落札された工事がある。予定価格の設定が適正でないのではないか。
答	大分県が策定した工事費積算基準書を採用し、予定したもので価格設定は的確であると判断している。
問④ 選挙管理委員会に対する取り組みは。	(2) 設定価格が適正であると仮定すれば、あまりにも低い価格で落札すると当然、

真に実のある行政改革を	
質問	三浦長男
問① 今年度、市内に二つの放課後児童クラブが新設された。その経費が一ヶ月当たり、六五〇〇円と七五〇〇円になっている。どうして、そのような差が生じるのか。	運営面の課題として、新たに開設されることによって、指導員、利用児童数、利用料などが生じている。また、新しく開設されたクラブには、六〇パーセント近い補助率となっているので、宇佐市独自の支援は考えていない。
問② 学校を含む公共施設の遊具の専門家による安全点検は、どれくらいの間隔で実施しているか。その結果は。	おやつ代、保護者会費、施設管理費等で差が生じている。
問③ 公共工事の予定価格設定について。	学校遊具の専門家による安全点検はしていない。都市計画公園については、毎年一回、専門家による安全点検を実施し、ランク付けをして対処している。
問④ 行政の手で、粗大ゴミの回収が行われ、大多数の市民は収集場所まで自ら	どこか弱いところが犠牲になつたり、事が難になつたりすることになろう。最も低制限価格を設定する必要はないか。



搬送している。しかし、高齢者や身障者の家庭では困難である。何か手立ては考えられているか。

答 老人家庭等増加している昨今においては、有料でも良いから個別収集を望む声もあり、本市も有料化について検討しているところである。なお、現時点においては市の体制等からきめ細かな取り組みは困難があるので、地元において配慮出来るよう、自治委員にお願いしているところである。

## 公営住宅はあくまで住宅弱者のために

質問 秋吉瑞枝

問① 充分に市民の声に耳を傾けない改革は、遠からず再び市民の批判にさらされる。市長直通Eメールやパブリックコメント制が簡易な意識調査やガス抜きで終わらないための検討や実施時期は。

答 第二次行革の中で、市民との協働による新たな手法として、公正で透明性の高い制度の確立をめざし、一五年度設置に向け更に調査研究をしている。

問② 誰でもいつでも意見や要望のできる「市長への意見箱」の活用啓発と所定のハガキを市報と共に全戸配布しては。

答 昨年度は一件のご意見があり、担当課との合議を経て回答。また、定例部課長会議に報告しているが、今後もできる限りご指摘を活かすよう検討したい。

問③ 幅広く市民の意見を聴取するため、各種審議会や委員会委員の選任回数や兼

職数の統一基準を設けては。

答 各種団体の長が選任されることが多いのも事実。今後は、地方分権や社会情勢の変化に柔軟に対応する必要性からも公募制についても取り組みたい。

問④ 国の「e-Japan計画」に基づいた電子自治体への推進には、庁内労働環境の整備や個人情報の保護・漏洩防止などを含め、基盤整備推進の検討は。

答 総合行政ネットワークの推進を一五年度末に向け推進する。職場の労働環境整備には充分注意を払い、個人情報や機密の保護の徹底のため、情報管理規定を定め職員倫理等の研修を実施する。基盤整備は文書交換・管理、電子決済・認証、電子申請・届出・調達・入札システム等の検討していく。

問⑤ 現在、五〇歳未満の母子寡婦単身者

者は、公営住宅に入居できないが、母子福祉法では「特別の配慮をするように」とある。あくまで公営住宅は住宅弱者のためにあるべきであるが。

答 特別の配慮をという部分は確認しているので今後検討したい。

問⑥ 定額な公営住宅では、倉庫がわりの使用が見受けられるが公営住宅法に違反では。早急な対応を。

答 確かに違反であり、今後、自治委員や班長に聞き不在の確認と共に、本人に明け渡し請求をする。

問⑦ 老人医療費と介護保険会計で約億円にもなる。寝たきり防止や医療に頼らず健康を保持するために簡易な足腰の筋力アップ運動の実効が実証された先進

地を研修し、反映させては。

答 増加する医療費をいかに適性化するか大きな課題。今後も研修を含め関係機関協力のもとで健康増進に努めたい。

## 市内循環バス運行など効率的な見直しを

質問 富久武雄

問① 市町合併で、将来の自治体財政、地域の将来、住民自治、サービス、税金負担等の比較でどうなるか。

答 将来の財政までは国の動向もあり、予想しがたい。小学校区ごとに住民への説明会を開く。ビジョンのダイジェスト版を用意して意見を聞く。サービス、福祉、税金等の負担、比較は調査中である。

問② 介護保険制度の見直しのなかで、低所得者への減免措置を広げては。

答 年内に第二期制度の見直し作業を進めている。保険給付の伸びで保険料アップすることになる。現行より減免措置を広げることは考えていない。

問③ 高齢者世帯の孤独死をなくす生活支援、介護予防事業「ヘルパー臨時派遣事業」を創設してはどうか。

答 高齢者一人暮らし世帯には、社会福祉協議会がヤクルト配達で安否を確認している。現事業と比較して必要があれば、検討したいが、いまは考えていない。

問④ 緊急地域雇用特別交付金事業で、失業者の雇用が確保されているか。また、委託業者への指導、点検はやられているか。

答 現在、三事業二十人。あと七事業を計画し、合わせると五七人雇用できる。

失業者の認定は職安を通してやっている。委託業者との契約書を厳守させている。

問⑤ 生活保護基準の級地の引き上げをして、国へ反映させたい。

問⑥ 市内循環バスで高齢者の通院、福祉など効率的なバス路線網の見直しを。

答 現在は一便九・九人が平均乗車、この問題は、前向きに協議して実施にむけて検討したい。

問⑦ 老朽化している市営住宅の建て替え、改修と周辺整備を。

答 別府地区に建設中。今年度中に住宅



=老朽化した市営住宅=

問⑧ 第二工業団地の活用、中津進出の

ダイハツ車体企業の従業員の転入、住宅用地確保、若者定住策について。

**答** 住宅確保など不動産関係とも協議し、企業誘致の働きかけや、ダイハツ会社との協議、転入へのPRを進めたい。

## 対策は 松食虫の異常発生、原因と

質問 齊藤文博

## (1) 平成一四年度減反超過補助金制度確立

答 達成地区が公平に助成措置が受けら

## (2) 国の審議している農業政策の見直し

内容は宇佐市にとて深刻見解は

3) が一体となり再構築に取り組む。  
食料の安全確保のた

め、麦の自給率の向上や  
黒穀米・黒豆の進歩。

**答**  
一層の推進に努める。

(4) 桜150株を植え  
和間海浜公園や民家など

の松が大きな被害を受けている、原因究明と対

**答** 原因は気象による影響が考えられ、生物や環



## ＝松食虫による被害の状況＝

を図っているが、すべての保全は困難である。対策として伐採撤去で被害感染防止に努める。

館運営のかかわりについて、市民図書館の見解は。

住基ネットと電気通信法

質問 高橋宜宏

住  
其

**答** 多くの問題はあるが、ねばり強くはたらきかけていく。

年の二次サービスは住民票の広域交付及び条例化による独自サービスの提供等。

(1) 地域内コンピューターネットワーク（イントラネット）はどこまで進んでい

**答** 光ファイバー網や無線LANの利用を含め、現在調査、研究の段階。

(2) 市の電子自治体化への現況は。また高度な電子自治体化へどう構築していく

**答** 地域インターネットの整備により、市民に対する行政情報サービスの提供を

(3) 「中津・下毛イントラネット」は来  
が可。必要なシステムの構築を目指す。

通信網「豊の国ハイパーネット」の県北ルートに接続し、県との情報交換もスムーズ

スになるという。宇佐市の計画は、

なお、行政や教育、医療や防災などの各分野の情報については、「豊の国ハイパー

分野の情報については、「豊の国ハイパー・ネット」に接続していく計画だ。

# 常任委員会

## 審査報告

平成一四年九月第四回宇佐市議会(定例会)において付託されました議案等について慎重審査の結果、つきのとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

### 総務

議第六一號「宇佐市ふるさと創生基金条例の一部改正について」

議第七二號「宇佐市公共下水道整備促進基金条例の一部改正について」は、平成一五年四月からの預金保険制度の解禁に向け、公金預金保護の対策として繰替運用の規定により基金に属する預金の運用を図るため、可決しました。

議第七三號「宇佐市税条例の一部改正について」は、地方税法の一部改正により法人市民税の単体法人を納税単位とするための改正を低金利の経済情勢により前納報奨金を見直すため、可決しました。

議第七六號「宇佐市国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例の廃止について」は、可決しました。

議第七七號「平成一四年宇佐市一般会計補正予算(二号)について」は、「府舎管理関係委託費及び市制施行三五周年事業の増額が必要と認め、可決しました。

請願第一二号、「非核三原則の法制化決議を求める請願」は、慎重審査の結果、

### 産業経済

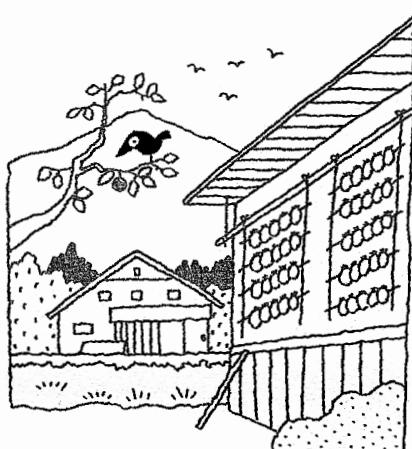
議第七七號「平成一四年度宇佐市一般会計補正予算(第二号)」は、緊急地域雇用創出特別基金事業、中山間地域活性化総合整備事業等の増額と、新園芸振興総合対策事業等の減額などであり、必要な補正と認め、可決しました。

議第八一號「平成一四年度宇佐市農業集落排水事業特別会計補正予算(第一号)」は、管路敷設工事等の増額と、上水道移転補償等への減額であり、必要な補正と認め、可決しました。

議第七七號「平成一四年度宇佐市一般会計補正予算案」は、知的障害者入所措置費、児童扶養手当、保育所運営費、学校図書館管理費などであり、原案のとおり、可決しました。

議第七八號「平成一四年度宇佐市国民健康保険事業特別会計補正予算」は、歳入として繰越金、歳出としては、国の確定による老人保健拠出金であり、原案のとおり、可決しました。

議第八三號「平成一四年度宇佐市介護保健事業特別補正予算案」は、歳入としては介護給付費交付金等、歳出としては、国・県支払い基金償還金等であり、原案のとおり、可決しました。



### 文教福祉

議第七四號「宇佐市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正」は、乳幼児医療費助成事業実施要項、及び乳幼児医療費助成事業費補助金交付要項の改正により、補助額改正と字句の修正をするものであり、賛成多数で、可決しました。

議第七五號「宇佐市国民健康保険条例の一部改正について」は、国民健康保険法の一部改正により、被保険者としない者の条項変更、条例を整備するものであり、原案のとおり、可決しました。

議第七七號「平成一四年度宇佐市一般会計補正予算案」は、衛生費として、古紙等處理委託の増額補正で、土木費として、市道補修工事、臨時地方道整備事業、県道整備事業負担金、住宅管理費の修繕料等の増額補正であり、可決しました。

議第七九號「平成一四年度宇佐市公共下水道事業特別会計補正予算」は、繰越金の増額と、繰入金の減額であり、可決しました。

議第九〇號、「宇佐市国民健康保険条例の一部改正について」は、給与所得特別控除及び公的年金等特別控除を廃止し、青色事業専従者給与又は事業専従者控除及び長期譲渡所得等、特別控除を適用するものであり、賛成多数で原案のとおり、可決しました。